

茨城県統計協会総裁 岩 上 二 郎  
茨 城 県 知 事



明けましておめでとうございます。

昭和50年という新しい年を迎え、ひとつの区切りといえますか、節と申しますか、日本という国もあらためて悠久の歴史を見なおし、新時代に対処する発想の転換を求める時かと考えます。

ことに最近の混迷する世相をみるにつけ、その感を深くするものであります。

昨秋は、国体、身障者スポーツ大会を通して、県土のすみずみまで美しい「まごころ」の花が一面に咲き、そして、私どもの心の奥深くにある価値観がいろいろなところで新しく芽生えてきました。

何とすばらしいことでしょう。

この貴重な体験がもたらした数々の自信と教訓を、「水と緑とまごころ」という人間が生ある限り永遠に追求しなければならぬ課題、更には福祉優先の行政の中で積極的に生かす努力をしてゆかねばならないと思います。

この課題を追求し、福祉優先の行政を推進してゆくためには、過去および現在の姿を再認識し、さらに明日への指針を示さなければなりません。

そのためには行政の基礎資料として統計は欠かすことのできないものであり、また統計の持つ役割は今後ますます重要性を増大するものと考えます。

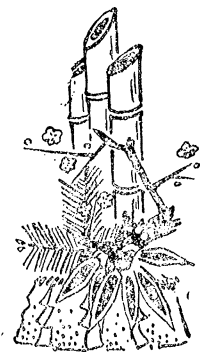
特に、本年は昭和50年国勢調査が実施されますので、統計関係者にとって意義深い年であります。

「終りを慎むこと始めの如くなれば、即ち、事に敗れることなし」とか申します。

残された期間、険しくとも追い求めてきた農工両全の道、ただ一筋に力の限りを尽してまいりたいと思います。

二百三十万県民のしあわせのために。

昭 和 5 0 年 元 旦



# 指定統計制度 27 年

## 統計のあゆみ(3)

筑波大学教授 三 信 邦  
みつ ま のぶ くに  
三 瀧 信 邦

### <統計の真実性>

官庁統計の基本法として統計法が制定されたのは1947年3月であった。統計法の第1条(法の目的)には「この法律は、統計の真実性を確保し、統計調査の重複を除き、統計の大系を整備し、及び統計制度の改善発達を図ることを目的とする。」と記されている。1947年といえは軍国主義日本から平和と民主主義の国へと大転換を実行しつつあった時期である。労働基準法が制定されたのもこの年である。こうした民主化への政治・行政の意欲が統計法第1条にも力強く表明されている。①統計がなによりも社会の真実を語る数字でなければならないこと。②税金のむだ使いをさげ被調査者の負担を軽減するために統計調査の重複を排除すること。③統計大系の整備。④統計制度の改善。この四つの条件が太平洋戦争中にどのような状態であったかを身をもって知っていた統計委員会の諸先輩たちは、民主主義の大前提として社会経済現象についての数量、すなわち統計が国民に真実を語るものでなければならないことを何よりも重視した。真実を知らされない国民、知らせない為政者——これはファシズムの国にみられる状態である。そこで統計の真実性を高め、これを国民に公表することが新生日本にとって何よりも急務であった。指定統計制度というのは、国(為政者)が個人や法人に統計調査のための申告を義務づけることから出発する。申告義務を課される個人や法人としては何よりも為政者に対する信頼感を前提にしなければいくら法律で申告義務を課し、罰則をもうけても

真実を申告する気にはなれない。政治に対する信頼が真実性の高い統計を生産するための大前提である。統計調査以前のさまざまな社会的条件が、統計の信頼性や正確性に強い影響を与えるということは、いろいろな人々によって指摘されているが、よい統計は政治不信からは生み出されないということを、現在でも改めて考える必要がある。

### <指定統計の増加と地方自治体>

1947年(昭和22年)には指定統計第1号『国勢調査』をトップに11の指定統計が誕生した。その後も指定統計は続々とふえて、現在では第113号『昭和48年特定サービス業実態統計調査』(昭和48年10月15日制定)までに増加した。この113の指定統計は国民(個人及び法人)にとっては申告の負担を課せられた統計調査であり、うその申告をした者には罰則も用意されている(統計法第19条)。一方では調査主体には秘密の保護や結果の公表が義務づけられている。指定統計制度は申告義務——秘密の保護——結果の公表というきわめて整然とした形式がととのえられているが、これだけで真実性の高い統計が得られると考えるのは安易すぎる。最近、統計環境の悪化ということがしばしば指摘されるのはなぜであろうか。個人の人権意識の高まりとともに、指定統計といえども調査項目によっては、被調査者の申告拒否にぶつかっている。行政需要のみをふりかざして指定統計をふやしていくことについてはきわめて慎重でなければならない。

指定統計調査のほとんどすべては中央省庁→都道府県→市町村→調査員→申告者、というルートで調査の実行方法が指示され、調査票はこのルートを逆に流れて集計公表されるしくみとなっている。ところで中央政治の行政需要のための指定統計調査が地方政治にどのように利用されているのか。この点の反省を伴わない指定統計は、どうしても地方統計職員の仕事に対する熱意を減殺しがちである。センサスよりもサンプリング調査にこのことが懸念される。たとえば、消費者物価指数のウェイトに用いられる家計調査を考えてみよう。この家計調査は全国で約8,000世帯のサンプルを対象として実施されているが、たとえば東京都に割当てられるサンプル数は約520である。これでは都民の家計を分析することは不可能である。もっともサンプル理論によれば不可能とはいわないが、ランダムサンプルでさえあれば集団の特性値としてつねに有用であると考えすることはできない。この例のように、地方自治体にとって中央の行政需要に奉仕する性格の強い統計調査のみが、あまりに増加すると、地方の統計行政が受け身、消極化、被害者意識にまで発展しかねない。そこで、地方自治体としては、指定統計制度（もちろん地方公共団体も指定統計の作成主体になれるが、今までの事実はむしろ例外的であった。）の重要性は認めつつも下請化のみが求められる現状からの脱皮を積極的に考える必要がある。つまり、もっと大幅に自治体独自の統計調査を考えることである。とはいっても、個人及び法人にとっては、調査主体が国であろうと地方自治体であろうと、統計調査のわずらわしさに変わりはないので、私がここで自治体独自の統計調査を、というのは、国の指定統計を地方自治体が積極的に活用する方向で独自性を発揮できるのではないかと、いうことである。この点についての茨城県の実情を全く知らない私は、あるいは無用の提言をしているのかもしれないが、たとえば、東京都の「東京都生計分析調査」では、総理府統計局の家計調査のサンプル世帯528を包含させてサンプル数を996世帯に拡大し、これについて都民の生計

収支を調査し、7分位階層分析を行っている（『都民のくらしむぎ』昭和47年7月分から月報が出ている。）

指定統計調査には、今後もサンプル調査がさらに増加すると考えられるから、上記の東京都の例は一つの参考になろう。

### ＜典型調査の再認識を＞

推計学、推測統計学という言葉が標本調査法（ランダムサンプリング）の導入とともに戦後の日本の統計学界、統計行政に大流行した。人によってはもう統計学などは古いので確率論のみに基礎をおく推計学こそがこれから大発展するとさえていったのけた。そして官庁の統計調査においてもセンサスカサンプリングの2方法だけが取りあげられて、その他の調査方法を軽視あるいは無視するようになった。しかし、集団を代表するものとしての統計値は、センサスとサンプリングのみによって得られるのではなく、ある標識について集団の構成単位の大勢を占める典型値（度数分布でいえば度数の集中心に対応する統計値）が高い代表性をもっていることがある。サンプリングエラーだけに気をとられているうちに、典型的な単位をとらえてこれに詳細な調査を実施することによってえられるメリットを、忘れてしまったのである。

地方自治体が独自の統計調査を展開する場合に、前例の東京都のようにサンプル数を追加するという方法もあろうが、もっと典型調査の活用を検討してはどうだろうか。

戦後の官庁統計のあゆみをふりかえってみると、統計法の制定という新生日本にふさわしい統計制度の誕生から、ランダムサンプリング法の応用の急速な拡大、さらにすべての経済統計を国民経済計算向きにしようとするうごきが、大きな特徴としてあげられる。サンプリングで平均値さえとらえれば $\Sigma X$ が算出できる、という思考は、日本経済の特殊な構造を表章する統計の生産を大幅に後退させているのである。